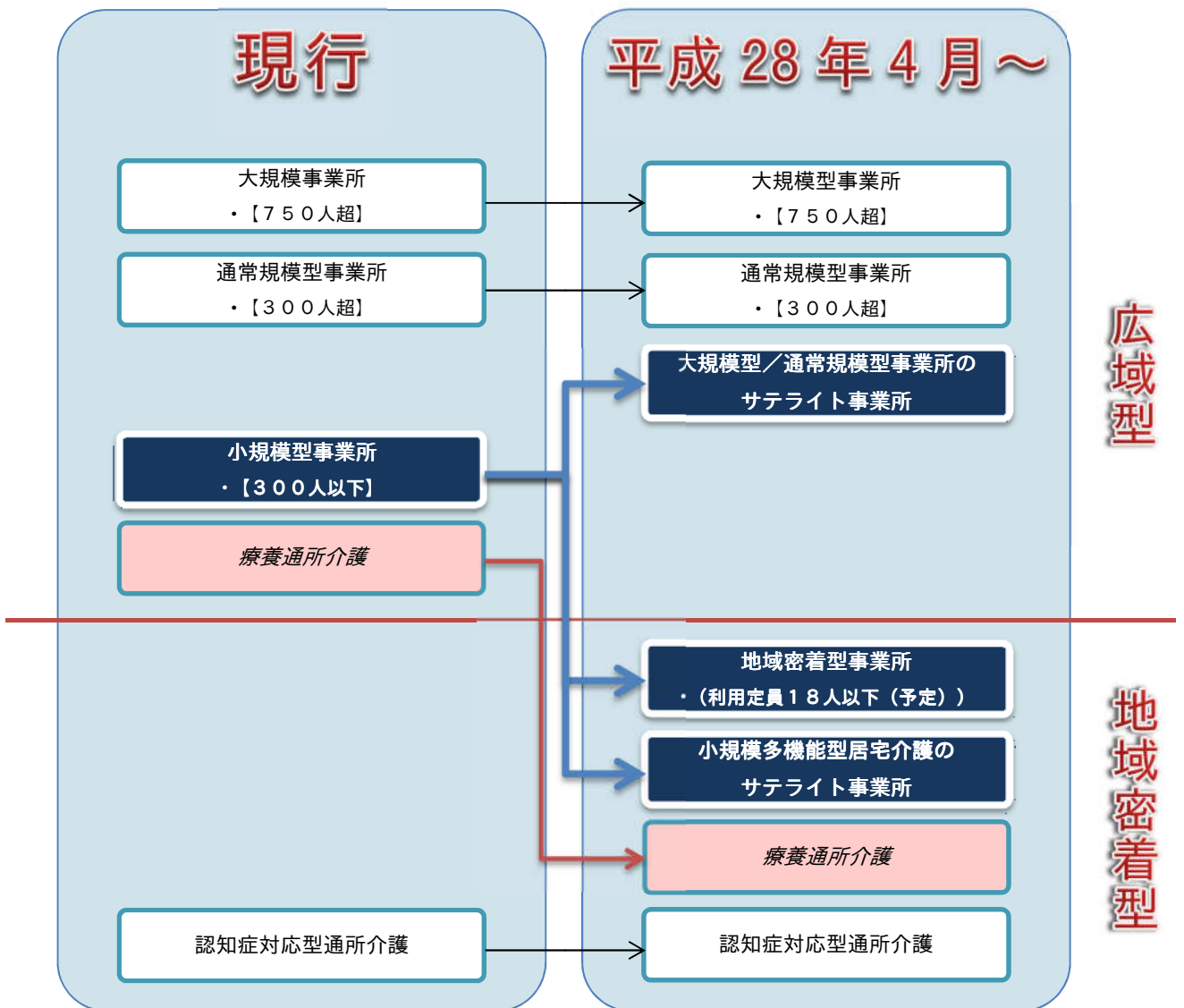


2 テイサービスに関する見直しについて (地域密着型通所介護への移行)

小規模な通所介護事業所（利用定員18人以下の予定）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成28年4月1日から地域密着型サービスに移行することになります。

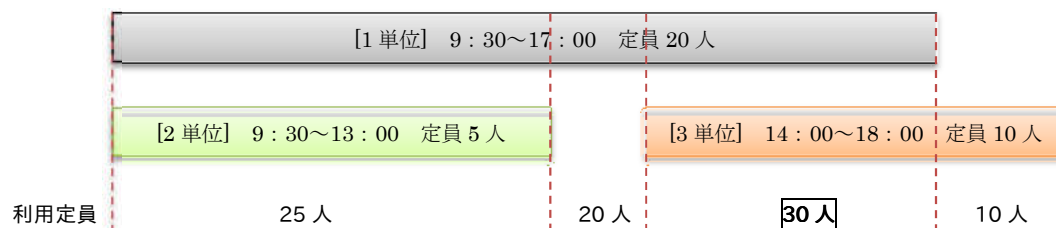


※【 】内の人数は、前年度（3月除く）の1月あたり平均利用延人員数

Q 1. 地域密着型通所介護に移行する事業所は？

- ・利用定員18人以下の事業所が対象となる予定です。
- ・利用定員は平成28年3月31日時点の数で判断されます。
- ・曜日や時間帯によって利用定員が異なる事業所の場合、同時に受け入れることができる数が最も多い時点で判断されます。

【時間帯によって異なる例】 以下の場合、利用定員=30人となります



Q 2. 地域密着型通所介護に移行する場合の手続きは？

- ・平成28年4月1日に移行する事業所については、移行に関する新たな申請の必要はありません。自動的に地域密着型通所介護のみなし指定を受けることになります。

Q 3. 地域密着型通所介護に移行すると何が変わる？

- ・運営推進会議を概ね6か月に1回以上開催する必要があります。
- ・原則として、利用者は姫路市民のみとなります。通常の事業実施地域に姫路市外を設定している場合は、変更が必要になります（運営規程の変更）。

Q 4. 運営推進会議とは？

- ・利用者やその家族及び地域住民の代表、地域包括支援センター職員などに参加してもらい、事業所の活動状況を報告して評価を受けたり、必要な助言や要望を聴いたりすることで、サービスの質を確保することを目的とするものです。

Q 5. 地域密着型に移行すると、姫路市民以外の利用者は受けられない？

- ・現時点では、平成28年3月31日時点で現に利用している方は、引き続き利用できる見込みです。（その利用者について、保険者（他の市町村）のみなし指定を受けることになります。）
- ・平成28年4月1日以降に新たな利用者を受け入れる場合は、個別にその利用者が住む市町村の保険者から指定を受ける必要があります。ただし、他市町からの受け入れについては、今後、国の通知等に変更する場合があります。

Q 6. 地域密着型通所介護に移行しない場合は？

- ・以下のパターンが考えられます。
 - ①平成28年3月31日までに、利用定員を19人以上に変更する。
 - ②通所介護事業所（通常規模・大規模型）のサテライト事業所に移行する。
 - ③小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト事業所に移行する。

Q 7. 現行の通所介護事業所（広域型サービス）の変更点は？

- ・施設等の区分（事業所規模）から「小規模型事業所」がなくなります。
そのため、定員19名以上の事業所の前年度平均延利用者数が300人以下である場合、「小規模型事業所」から「通常規模型事業所」になり、基本報酬の単位数が低くなります。

Q 8. 通所介護事業所（通常規模・大規模型）のサテライト事業所とは？

- ・同じ法人が運営している通所介護事業所の出張所として、一体的な指定を受けることです。
- ・サテライト事業所の設置には職員の勤務体制等の一元的な管理などの要件がありますが、詳細については決まり次第お知らせします。

Q 9. 小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト事業所とは？

- ・通所介護事業を含めた居宅サービス事業について3年以上の経験がある場合、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせるサービス提供する小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト事業所の指定を受けることができます。
- ・本体事業所となる小規模多機能型居宅介護事業所とは、自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内である等、一定の要件がありますが、詳細については決まり次第お知らせします。
- ・宿泊室の設置が必要になりますが、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間は整備の猶予期間となっていますので、設けていない場合はその期間中に整備してください。

Q 10. 平成28年4月1日以降に定員変更する場合は？

- ・平成28年4月1日以降に、利用定員を19人以上から18人以下に変更する場合は、変更届では手続きできません。（逆の場合も同様です。）
広域型通所介護事業所の廃止届と、地域密着型通所介護事業所の新規指定申請が必要になります。なお、新たに地域密着型通所介護事業所の指定を受ける場合は、姫路市介護保険課との事前協議が必要になります。